

一目でわかる！

インボイス の手引き



全国商工会連合会

令和5年10月1日から
インボイス制度が始まります。

インボイスで何が変わるのか、
何を準備しておけばよいのかなど、
皆さんの疑問にズバリ答えます。

今のうちに理解を
深めておきましょう。



監修 小野谷 雄志

東京税理士会 神田支部

税理士法人MYユニット（税理士法人番号第1524号）

代表社員税理士

税理士法人MYユニットは経営者及びその従業員の全てを幸せにすることを使命とし、『みんなをワクワクさせます』を社訓とする会計事務所です。

現状分析から経営計画書を通し、お客様と夢を共有し深く永い関係を築くことで夢を実現いたします。

目次

「インボイスって何？」	4
「これまでの請求書と何が違う？」	6
「インボイス制度ってうちにも関係ある？」	8
「導入するかどうかは選べる？」	10
インボイスで何が変わる？ ＞本則課税事業者① 納税額などの変化	12
インボイスで何が変わる？ ＞本則課税事業者② 取引先が免税事業者の場合	14
インボイスで何が変わる？ ＞簡易課税事業者 納税額などの変化	16
インボイスで何が変わる？ ＞免税事業者① 課税か免税かの判断	18
インボイスで何が変わる？ ＞免税事業者② 納税額などの変化	20
インボイス導入で注意！	22
こんなとき、どうする？	24
一目でわかる導入までのスケジュール	26
登録申請書の書き方	28
導入までに準備するモノ・コト	30
インボイス制度が始まる前に理解度をチェック！	32

QUESTION

インボイスって何？



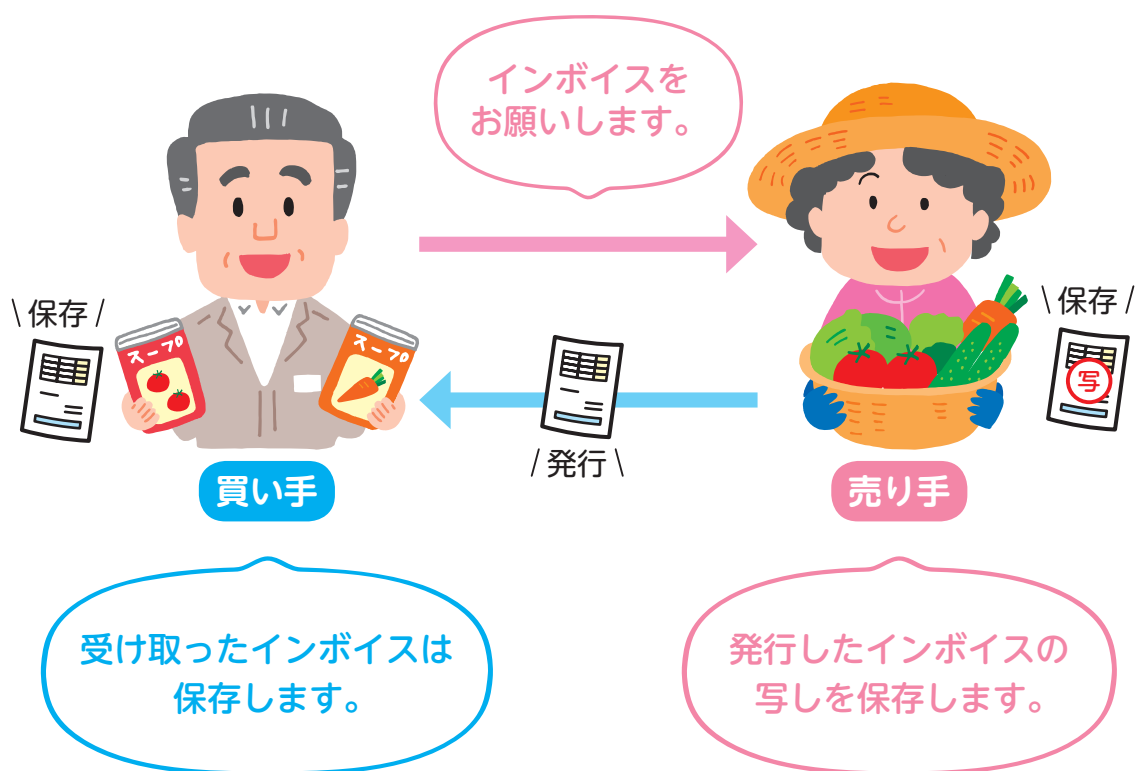
ANSWER

記載要件を満たした
「適格請求書」（7ページ）のことです。

「適格請求書」＝インボイスは、取引のとき、必要なものを購入する **買い手** と、それを売る **売り手** でやりとりします。「必要なもの」は物品だけでなく、サービスなども含まれます。

インボイス制度は、この書類を発行したり受け取って保存したりするルール、「適格請求書保存方式」のことです。

買い手 はインボイスがないと消費税の仕入税額控除（9ページ参照）を受けられません。※



インボイスは、税務署に登録した課税事業者である「適格請求書発行事業者」（インボイス登録事業者）しか発行できません。この手続きは、令和3年10月1日から始まっています。

※インボイスに必要な事項が記載され、取引相手の確認を受けた仕入明細書等を保存することで、仕入税額控除を受けられます（簡易課税事業者（16～17ページ）の場合は除く）。

QUESTION

これまでの
請求書と
何が違う？



ANSWER

これまでの請求書の内容に加え、インボイス登録番号、
適用税率、適用税率ごとの消費税額の記載が
必要になります。

現在「区分記載請求書」を発行していれば、追加項目は3つです。

区分記載請求書(現行) 令和5年9月まで

請求書	
受領者の氏名 または名称	(株) ○○○御中
発行者の氏名 または名称	令和5年8月31日 (株) ▲▲
取引年月日	●年●月分
取引内容、金額	●月▲日 △△△△ 3,300円 ●月■日 □□□□ 21,600円※ ●月▼日 ▼▼▼▼ 13,200円
	合計 116,560円 (10%対象 55,000円) (8%対象 61,560円)
	※は軽減税率対象

軽減税率適用の表記

適用税率適用ごとの区分表記

インボイス(適格請求書) 令和5年10月から

請求書	
受領者の氏名 または名称	(株) ○○○御中
発行者の氏名 または名称	令和5年8月31日 (株) ▲▲(T1234...)
取引年月日	●年●月分
取引内容、金額	●月▲日 △△△△ 3,300円 ●月■日 □□□□ 21,600円※ ●月▼日 ▼▼▼▼ 13,200円
	合計 116,560円
適用税率	10%対象 55,000円 8%対象 61,560円
	※は軽減税率対象

インボイス登録番号

適用税率ごとの消費税額

区分記載請求書では、必要な事項が記載されていない場合、受け取った人が追記できましたが、インボイスでは追記ができません。

再発行をしてもらう必要があります。

※端数処理のルールが変わります。インボイス制度導入後は、1請求書あたり税率ごとに1回の端数処理しか認められません。

QUESTION

インボイス制度って
うちにも
関係ある？



ANSWER

ほとんどすべての事業者に影響があります。
業種による違いはありません。

消費税を申告しているすべての事業者がインボイス制度の影響を受けます。※ 売り手にも買い手にも関係します。



簡易課税を選択していれば、関係ない？

簡易課税制度を選択していて、一般消費者にしか販売をしていないのであれば、影響は少ないと考えられます。しかし、購入者（売上先）に会社がある場合は、影響があります。

免税事業者だから、関係ないよね？

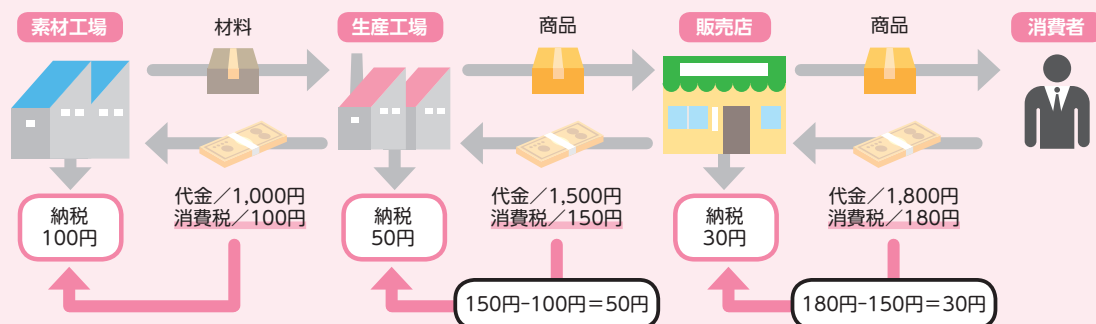
そうとは言い切れません。免税事業者はインボイスの発行や保存等の直接的な影響はありませんが、売上減少などの可能性があるので（21 ページ参照）、影響があると言えます。



※輸出を事業として消費税の還付を受けている事業者もインボイス制度の影響を受けます。

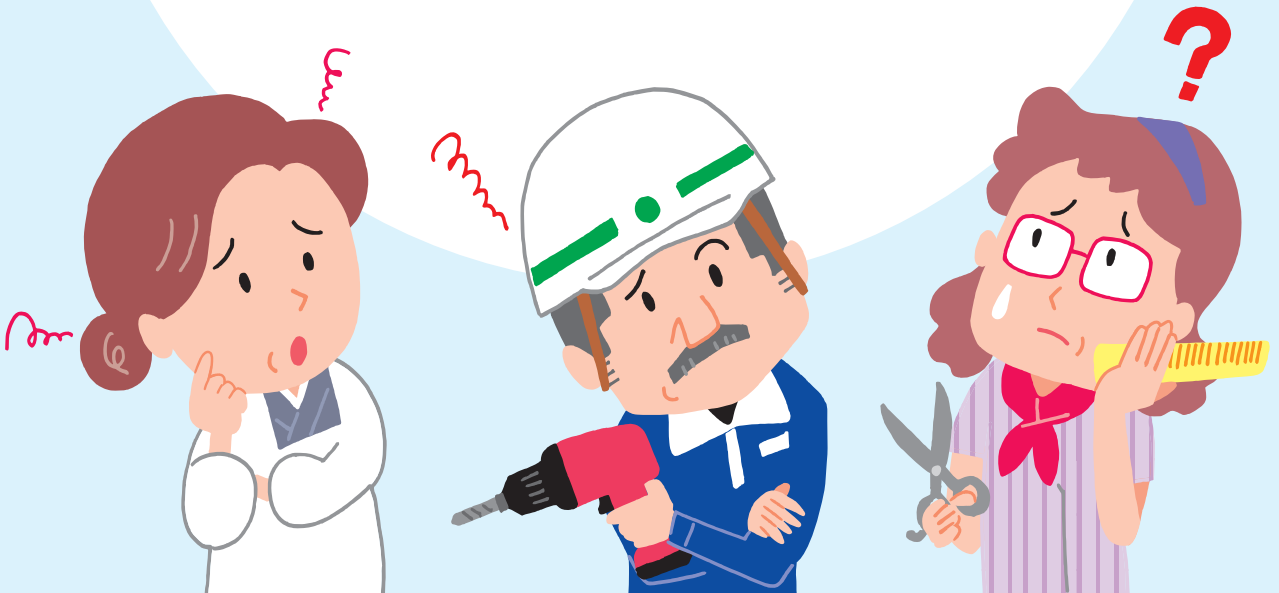
仕入税額控除って何？

仕入税額は、「課税仕入等に係る消費税」のこと。消費税の申告では、課税売上に係る消費税額から、これを控除して計算します。生産や流通で支払いのたびに発生する消費税の二重課税を解消するための方法です。



QUESTION

導入するか
どうかは選べる？



ANSWER

導入するかどうかは選べますが、
導入しない場合に、自社の取引にどういう影響が
あるか、あらかじめ考えておく必要があります。

基本的には事業者の選択になりますが、
ご自身の課税の状況により、次のような選択肢が考えられます。

課税売上高1,000万円超
本則課税事業者

課税売上高1,000万円超
簡易課税事業者

課税売上高1,000万円以下
免税事業者

消費税納税額についてはこれ
までと変わらないので、イン
ボイス登録事業者になるとい
う選択になるでしょう。

免税事業者のままでいる

本則課税事業者となる

▶ インボイス登録事業者

簡易課税事業者となる

▶ インボイス登録事業者

免税事業者がそのままでいるのか、
消費税を納付する事業者になるかの判断基準は、次の3点です。

①取引先との関係

②売上高の減少

③消費税の納税額

※詳しくは18～19ページ。

取引先が、インボ
イスを導入してく
れって言ってくる
かも。

消費税を納める
分、収入が減るん
じゃない？

消費税をいくら納め
ることになるの？

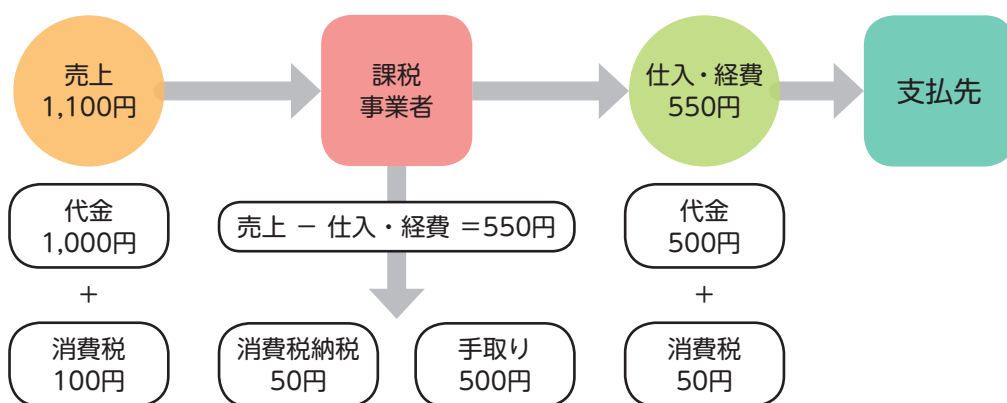


インボイスで何が変わる？

> 本則課税事業者① 納税額などの変化

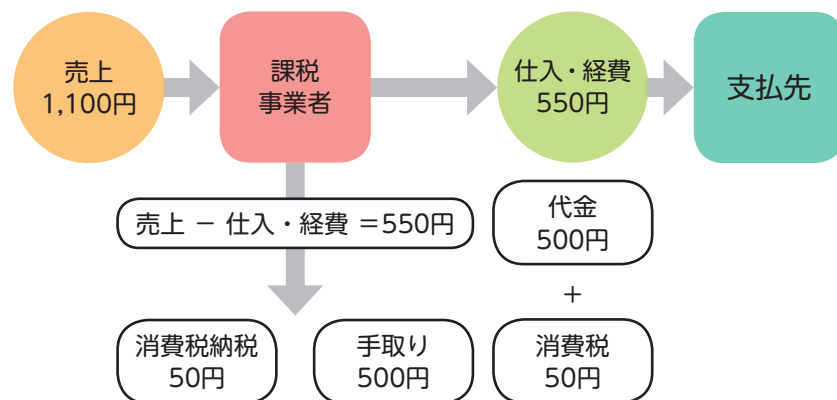
インボイスが導入されると、取引相手の状況によって、消費税の仕入税額控除の金額が変わります。本則課税事業者のインボイス導入前と導入後の納税額などの変化について解説します。

インボイス導入前



インボイス導入後

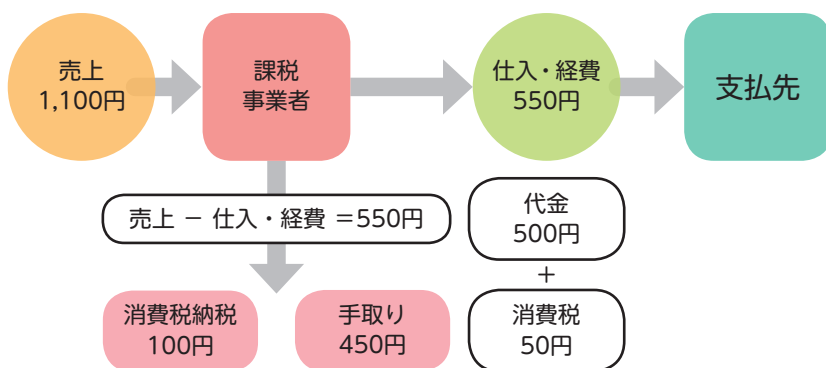
① 支払先が課税事業者で登録済の場合



消費税納税額、手取り額とも
変わらないんですね。



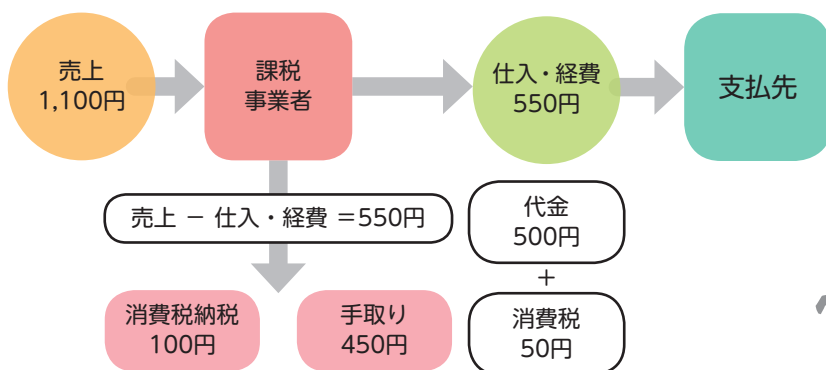
② 支払先が課税事業者で未登録の場合



消費税は控除できないから、
消費税納税額が増え、
手取り額が減るわけですね。



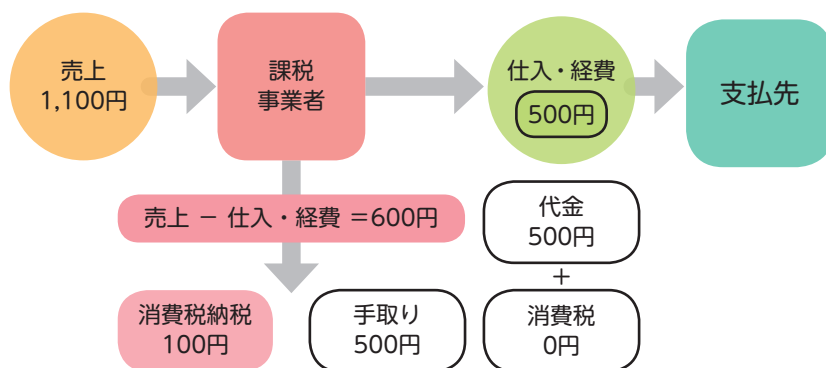
③ 支払先が免税事業者 または個人※で消費税を請求される場合



支払い先が
未登録の場合と
同じなんです。



④ 支払先が免税事業者または 個人※で消費税を請求されない場合



消費税を請求されないから、
消費税納税額は増えるけど、
手取り額は変わらない
ということだね。



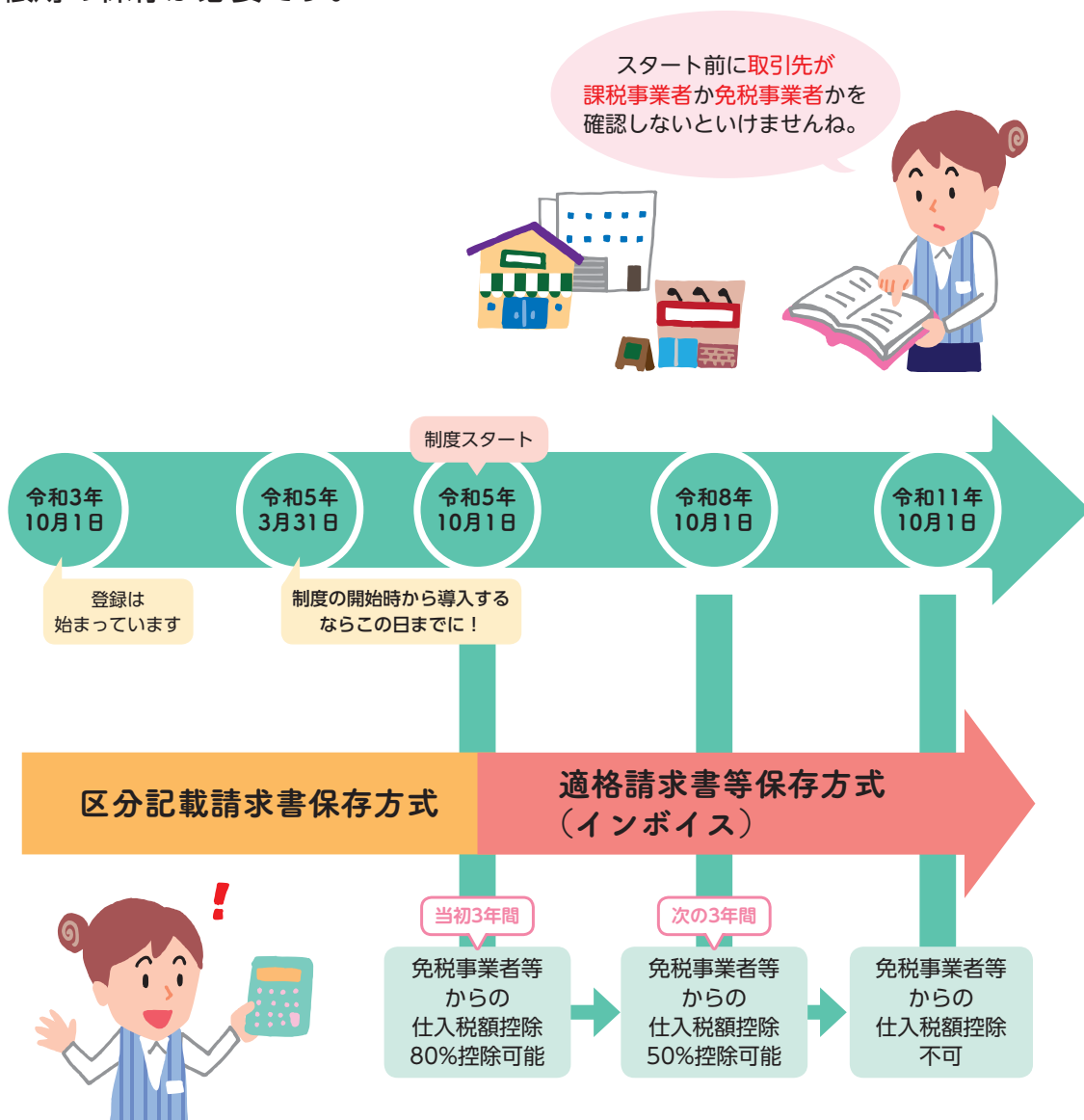
※事業を営んでいない人

インボイスで何が変わる？

> 本則課税事業者② 取引先が免税事業者の場合

インボイスが始まる前は、免税事業者との取引でも仕入税額控除ができますが、インボイス導入後は、原則として仕入税額控除はできません。

ただし当初6年間は、一定割合を仕入税額控除できます。この場合には、区分記載請求書等の保存と、経過措置の適用を受けることを記載した帳簿の保存が必要です。





インボイスをもらえないこともあると思うんだけど…。

自動販売機でお茶を買ったりしたときは、
インボイスはもらえないですね。
このほかにも免除される場合があります。



- ① 3万円未満の公共交通機関を利用したときの乗車券代
- ② 自動販売機での飲み物の購入代
- ③ ポストに投函される郵便代
- ④ 卸売市場での生鮮食料品等の譲渡
- ⑤ 農協、漁協、森林組合に委託して行う農林水産物の譲渡

① 1回の取引金額が3万円未満かどうかで判定します。例えば、東京ー大阪間の新幹線運賃を1万4,000円とすると、大人4人分の同時購入なら5万6,000円なので、3万円未満とはなりません。

④と⑤には細かい規定があるので、当てはまる方は取引先に確認しておきましょう。

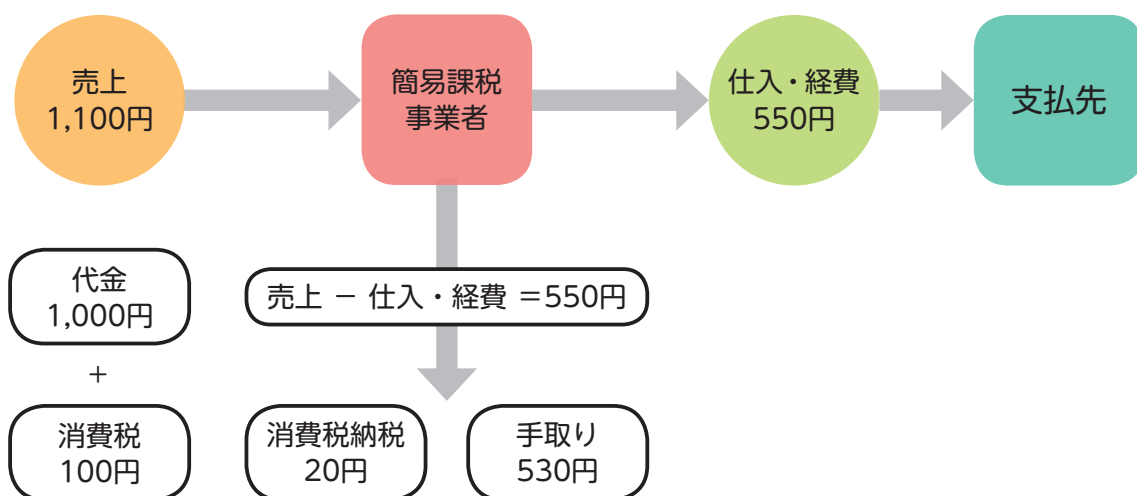
インボイスで何が変わる？

> 簡易課税事業者 納税額などの変化

簡易課税事業者は、**買い手** の立場で仕入控除のことを考える必要はありません。

売り手 の立場で発行している請求書をチェックし、令和5年10月1日以降の取引にインボイスを発行できるようにしてください。

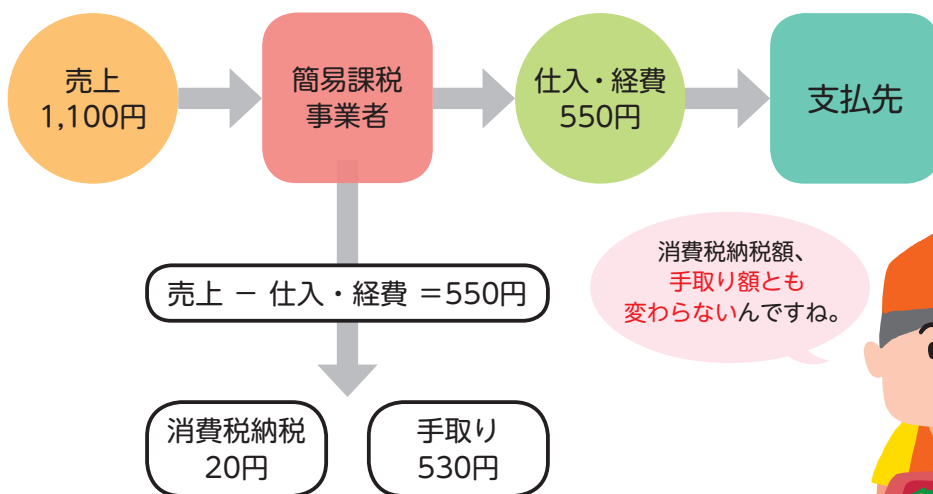
インボイス導入前



※簡易課税事業者の場合、業種等によりみなし仕入率が異なります。
この導入前後の事例は、みなし仕入率80%の小売業の場合で示しています。

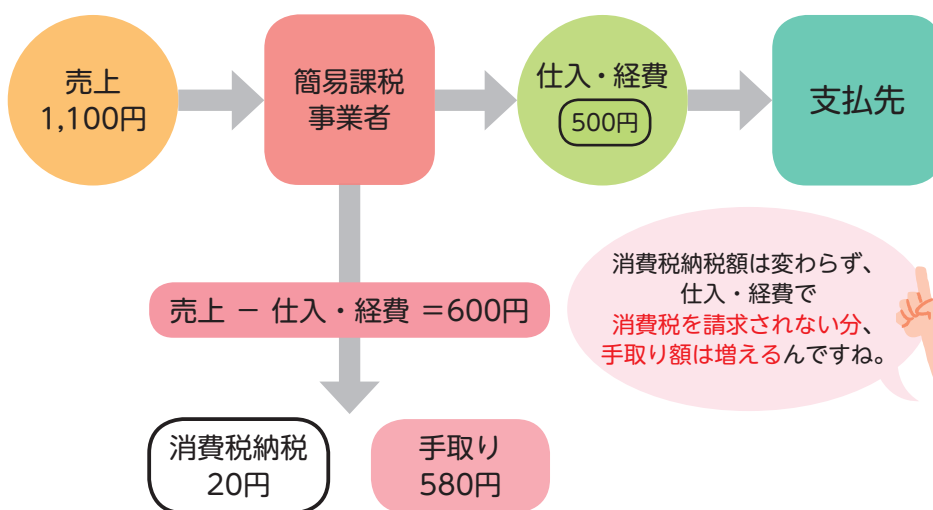
インボイス導入後

① 支払先が課税事業者、免税事業者、または個人※で消費税を請求される場合



※事業を営んでいない人

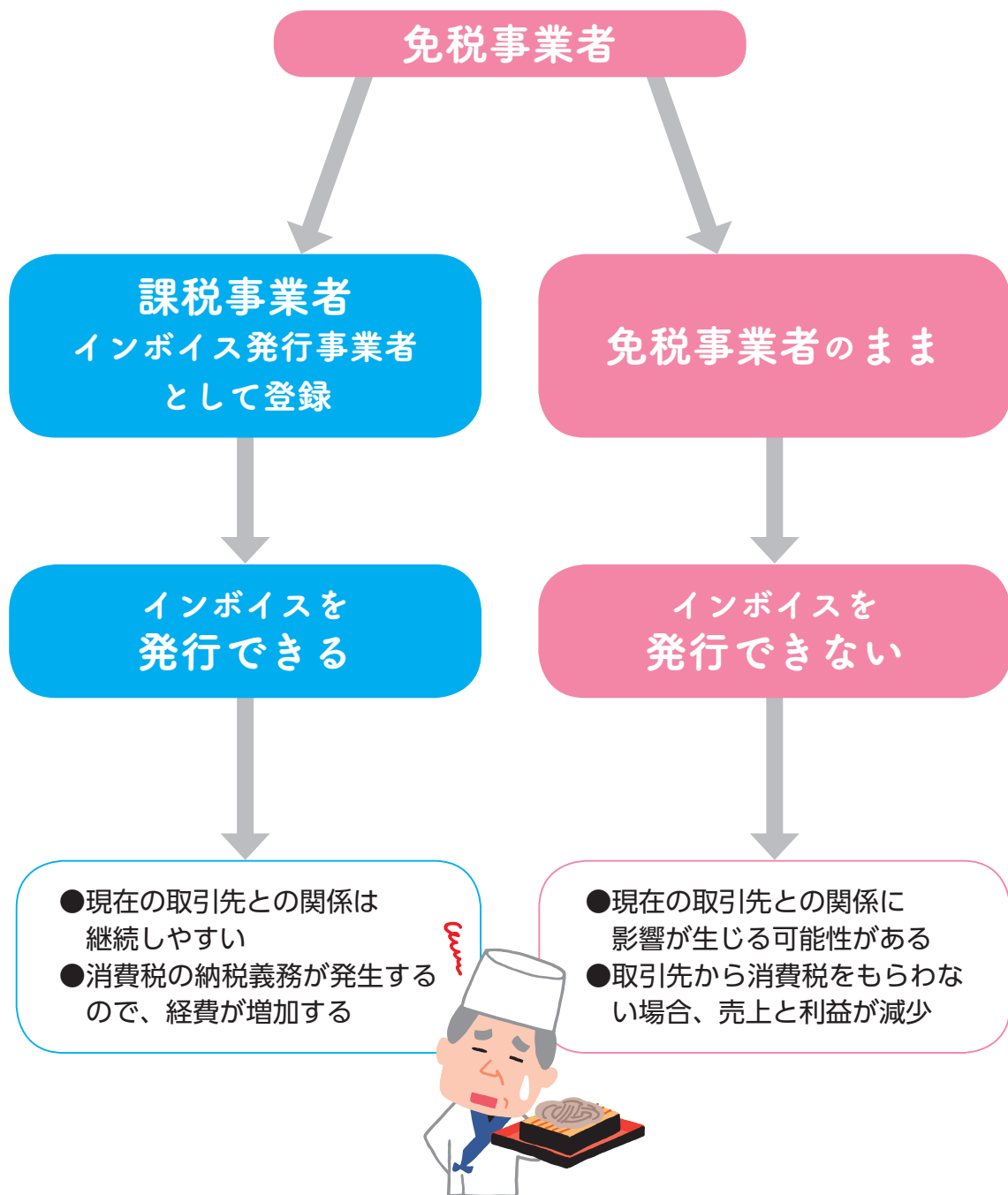
② 支払先が免税事業者、または個人※で消費税を請求されない場合



※事業を営んでいない人

インボイスで何が変わる？

> 免税事業者① 課税か免税かの判断



課税事業者となるか、免税事業者のままでいるかの判断基準は右ページの3点です。

①取引先との関係

取引先やお客様のほとんどが一般の消費者なら、インボイスを発行しないデメリットは少ないと考えられますが、課税事業者である企業や個人事業主が取引先やお客様となる場合には、インボイスの発行を求められる可能性があります。

また、これまで免税事業者かどうかは相手には分かりませんでした。インボイス導入後はインボイス発行の有無で免税事業者かどうかわかります。

②売上高の減少

登録事業者とならない場合は、取引先から消費税分をもらえなくなったり、取引そのものが縮小または廃止などになり、売上が下がる可能性があります。ただし、主な販売先が一般消費者であればリスクは低いと想定されます。

③消費税の納税額

課税事業者になった場合の納税額は、決算書から試算できます。

●本則課税の試算

$$\text{売上高} \times \frac{10}{110}^{\star} - \left(\begin{array}{c} \text{売上原価} \\ + \\ \text{販管費} \end{array} - \begin{array}{c} \text{給料} \\ \text{社会保険料} \\ \text{保険料} \\ \text{租税公課等} \end{array} \right) \times \frac{10}{110}$$

※食料品販売等で軽減税率8%の事業者は、★の数値が8/108となります。

●簡易課税の試算

$$\text{売上高} \times \frac{10}{110}^{\star} \times \left(1 - \text{みなし仕入率} \right)$$

※食料品販売等で軽減税率8%の事業者は、★が8/108となります。

※みなし仕入率 卸売業：90%、小売業：80%、製造業・建設業等：70%、飲食業等：60%、サービス業：50%、不動産業：40%

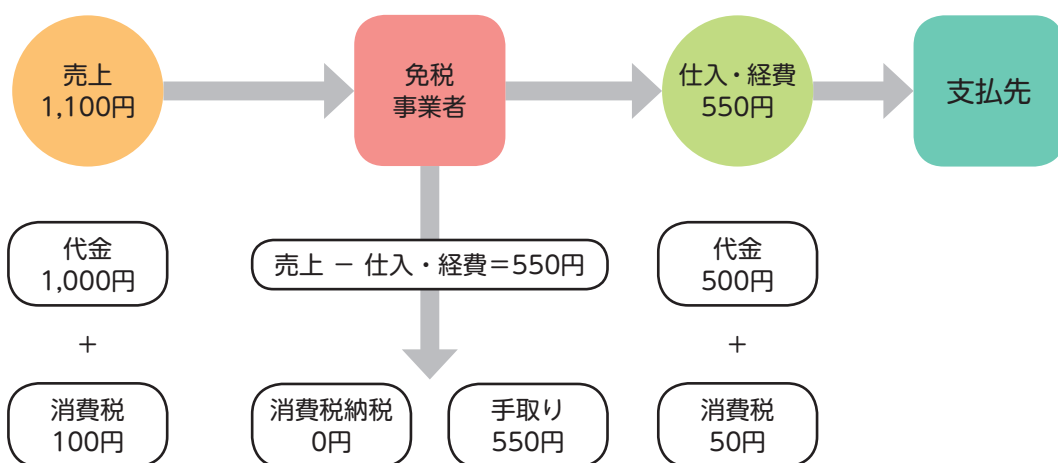
インボイスで何が変わる？

> 免税事業者② 納税額などの変化

免税事業者は、「課税事業者となる」か、「免税事業者のまま」でいるかの判断をしなければなりません。

インボイス導入前後の変化は、次のようになると想定されます。

インボイス導入前

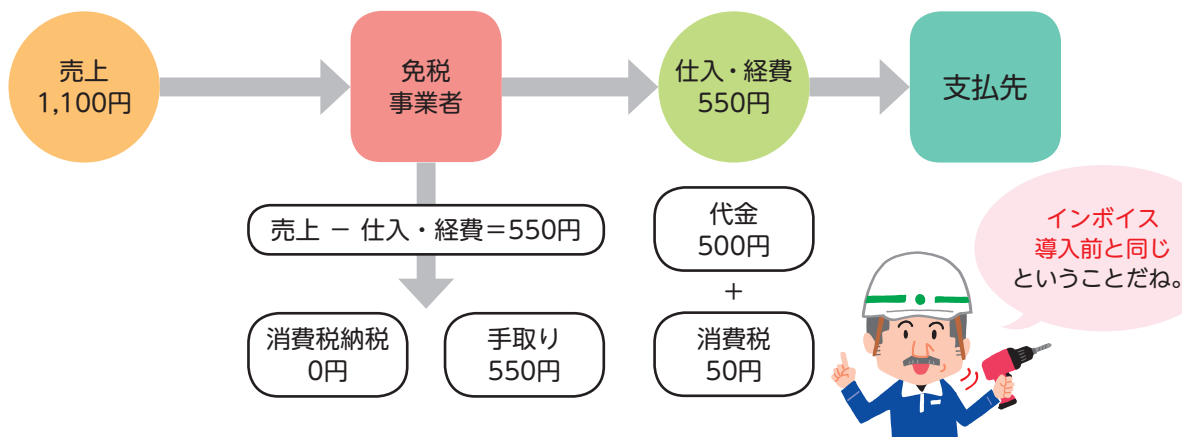


法人が登録事業者になる場合は、法人税と一緒に消費税の申告が必要になります。

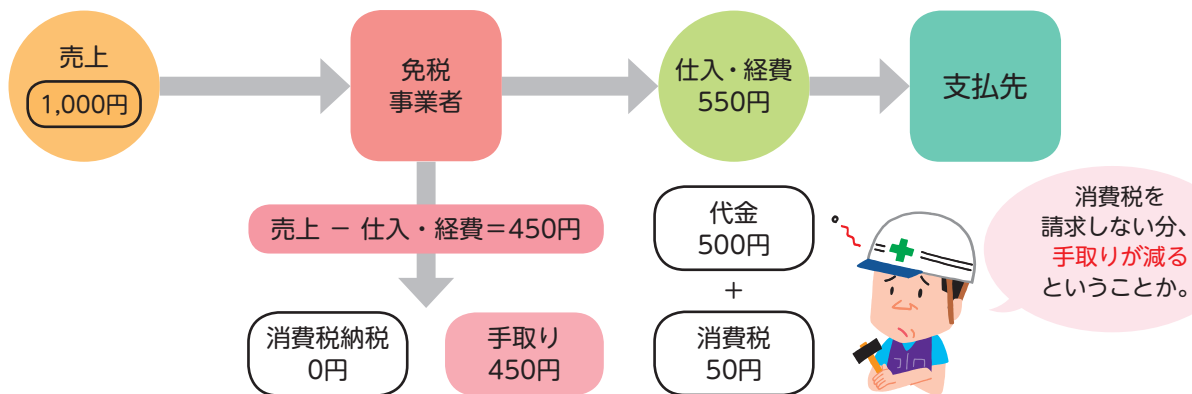
個人事業主が登録事業者になる場合は、毎年、3月31日までに消費税の申告が必要になります。

インボイス導入後

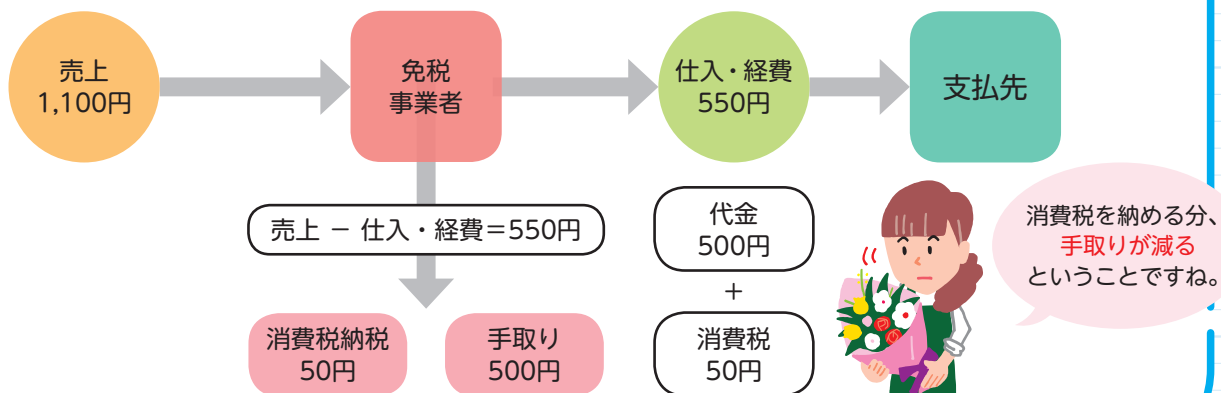
① 免税事業者のままで、消費税を納入先に請求する



② 免税事業者のままで、消費税を納入先に請求しない



③ 課税事業者になる



インボイス導入で注意！

免税事業者にとって不利益になるのに、今後の取引を考えて受け入れざるを得ない
次のような状況は、「優越的地位の濫用」とみなされます。

取引対価の引き下げ



買手

仕入税額控除が制限されることを理由に価格の引き下げを
要求。交渉をせずに一方的に要求したり、交渉をしても形
式的で、買い手の都合のみで著しく低い価格を設定する。



売り手
(免税事業者)

※免税事業者の仕入などに含まれる消費税の負担を考慮し、双方が納得して設定した場合は、
結果的に取引価格が引き下げられたとしても、独占禁止法上の問題とはなりません。

商品やサービスなどの受け取り拒否、返品



買手

商品やサービスの購入を契約済なのに、免税事業者である
ことを理由に、商品の受領を拒否したり、返品する。



売り手
(免税事業者)

協賛金等の負担の要請



買手

買い手がインボイス導入をきっかけに、免税事業者に対し
て取引価格の据置きを受け入れる代わりに、協賛金や販売
促進費などの名目での金銭の負担を要請する。



売り手
(免税事業者)

- 発注側だけでなく、受注側も十分に理解を深めておきましょう。
- 事業者同士の取引条件はお互いの間で取り決めるものですが、インボイス導入により、免税事業者は取引条件が不利になりやすいことが考えられます。
- インボイス導入により取引条件を見直すことそのものが問題というわけではありませんが、それが「優越的地位の濫用」に当たらないかの確認が必要です。



商品等の購入やサービス利用の要請



買い手

買い手がインボイス導入をきっかけに、免税事業者に対して取引価格の据置きを受け入れる代わりに、別の商品やサービスの購入を要請する。



売り手
(免税事業者)

取引の停止



買い手

買い手がインボイス導入をきっかけに、免税事業者に対して一方的に著しく低い取引価格を設定し、これに応じないことを理由に取引を停止する。



売り手
(免税事業者)

登録事業者となるような^{しょうよう}態^{*}憑^{*}等



買い手

買い手がインボイス導入をきっかけに、免税事業者に対して課税事業者にならなければ取引価格を下げるとか、これに応じなければ取引を打ち切るなどと一方的に通告する。

※すすめること



売り手
(免税事業者)

こんなとき、どうする？

●取引先との関係



インボイス導入前なのに
取引先からインボイス対応の問合せが…。

登録事業者の届出が済んでいるか、登録事業者になることを決めているなら、そのように回答すればよいのですが、まだ決めていない場合は、前向きに検討中と回答するのがよいでしょう。登録するつもりはないとか、迷っているなどと回答して、売上ダウンの可能性となる要因を作らないほうがよいからです。



免税事業者なんですけど、インボイス導入後に、
消費税転嫁を拒否されたらどうしようかと。

消費税の請求を拒否することは法に触れます。免税事業者でも消費税を請求することができますので、取引先にこのことを説明してください。



取引先の免税事業者から、
課税事業者にならない場合の問合せが…。

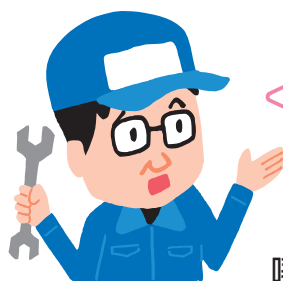
対応を決めていない場合は、できるだけ早く決めて取引先と相談したほうがよいでしょう。もし、取引内容を見直すなら「優越的地位の濫用」（22～23ページ）に当たらないよう、注意が必要です。また、課税事業者になるよう強要することはできません。

●経理上の処理



消費税の端数処理が変わるって聞いたんですけど、
どうしたらいいんですか？

消費税に1円未満の端数が生じる場合、切捨て・切上げ・四捨五入のいずれにするかは事業者の判断です。インボイス導入後は「1請求書あたり、税率ごとに1回ずつ」の端数処理を行います。つまり、8%課税の本体価格の合計、10%課税の本体価格の合計でそれぞれ消費税の端数処理をします。個々に消費税を計算し1円未満の端数処理を行うことはできません。



支払先が登録事業者かどうかで経理上の処理が
違いますよね。少し教えてもらえますか？

喫茶店で取引先と打ち合わせをし、
喫茶代1,100円を支払った場合を例にしてみましょう。

■導入前

会議費1,100円→消費税10%：仕入税額控除100円と処理。

■導入後

①喫茶店が登録事業者でインボイスの要件を満たしている場合

会議費1,100円→消費税10%：仕入税額控除100円と処理。

②喫茶店が登録事業者でない場合/令和5年10月1日～令和8年9月30日

会議費1,100円→消費税8%：仕入税額控除80円と処理。

※免税事業者からの仕入税額控除の対象となり、100円の消費税を支払っても、仕入税額控除は80円。

③喫茶店が登録事業者でない場合/令和8年10月1日～令和11年9月30日

会議費1,100円→消費税5%：仕入税額控除50円と処理。

※免税事業者からの仕入税額控除の対象となり、100円の消費税を支払っても、仕入税額控除は50円。

一目でわかる 導入までのスケジュール

令和3年
10月1日

登録は
始まっています

令和5年
3月31日

制度の開始時から導入するなら
この日までに！

制度スタート

令和5年
10月1日

区分記載請求書保存方式

免税事業者等からの
仕入税額控除
80%控除可能

登録申請の流れ

①登録申請書
を作成



②e-Tax か郵送で
税務署へ書類を提出



※e-Taxによる登録申請の場合は、事前に電子証明書（マイナンバーカード等）と利用者識別番号等（e-Taxでの取得も可能）を準備してください。

※郵送で申請する場合は、所轄税務署ではなくインボイス登録センターへ郵送します。

インボイス発行事業者になるためには税務署への登録が必要です。
令和3年10月1日からスタートしており、制度開始時から導入するには、令和5年3月31日までに登録を終える必要があります。

(事情により登録が困難な場合には、令和5年9月30日まで登録が猶予されます)

令和8年
10月1日

令和11年
10月1日

適格請求書等保存方式 (インボイス)

免税事業者等からの
仕入税額控除
50%控除可能

免税事業者等からの
仕入税額控除
不可

③税務署で
審査



④登録通知書の交付。
国税庁の適格請求書発行事業者
公表サイトに登録番号が掲載される

※個人事業者で適格請求書発行事業者公表サイトへ
屋号の公表を希望する場合は、「適格請求書発
行事業者の公表(変更)申出書」を提出する必要が
あります。



登録申請書の書き方

インボイス発行事業者の登録申請書は、国税庁のサイトからダウンロードできます。法人も個人事業者も同じ書類を使用します。

住所 法人の場合は、本店または主たる事務所の所在地が【公表事項】です。

※個人事業者が主たる事務所の所在地等の公表を希望する場合は「適格請求書発行事業者の公表事項の公表（変更）申出書」を提出します。

第1-(1)号様式

国内事業者用

適格請求書発行事業者の登録申請書

【1/2】

令和 年 月 日	(フリガナ) 住所又は居所 (本店又は主たる事務所の所在地) (法人の場合のみ公表されます) (電話番号 - -)	この申請書は、令和三年十月一日から令和五年九月三十日まで期間に提出する場合に使用します
申請者	(フリガナ) 納税地 (電話番号 - -)	
	(フリガナ) 氏名又は名称 (法人の場合) 代表者氏名	
	法人番号	
この申請書に記載した次の事項（●印欄）は、適格請求書発行事業者登録簿に登録されるとともに、国税庁ホームページで公表されます。 1 申請者の氏名又は名称 2 法人（人格のない社団等を除く。）にあつては、本店又は主たる事務所の所在地 なお、上記1及び2のほか、登録番号及び登録年月日が公表されます。 また、常用漢字等を使用して公表しますので、申請書に記載した文字と公表される文字と異なる場合があります。 下記のとおり、適格請求書発行事業者としての登録を受けたいので、所得税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第15号）第5条の規定による改正後の消費税法第57条の2第2項の規定により申請します。 ※ 当該申請書は、所得税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第15号）附則第44条第1項の規定により令和5年9月30日以前に提出するものです。 令和5年3月31日（特定期間の判定により課税事業者となる場合は令和5年6月30日）までにこの申請書を提出した場合は、原則として令和5年10月1日に登録されます。		
事業者区分	☐ 課税事業者 ☐ 免税事業者	この申請書を提出する時点において、該当する事業者の区分に応じ、□に印を付してください。 ※ 次表「登録要件の確認」欄に記載してください。また、免税事業者に該当する場合には、次表「免税事業者の確認」欄も記載してください（詳しくは記載要領等をご確認ください。）。
税理士署名	令和5年3月31日（特定期間の判定により課税事業者となる場合は令和5年6月30日）までにこの申請書を提出することができなかったことに関する困難な事情がある場合は、その困難な事情 （電話番号 - - ）	
※ 整理番号	部門番号	申請年月日
入力処理	年 月 日	番号確認
登録番号	T	身元確認 ☐ 済 ☐ 未済

注意

- 1 記載要領等に留意の上、記載してください。
- 2 税務署処理欄は、記載しないでください。
- 3 この申請書を提出するときは、「適格請求書発行事業者の登録申請書（次表）」を併せて提出してください。

インボイス制度

氏名または名称

法人、個人事業者とも【公表事項】です。個人事業主は氏名を記入します。

※個人事業者で、屋号の公表を希望する場合は「適格請求書発行事業者の公表事項の公表（変更）申出書」を提出します。

法人番号

法人番号が指定されている法人は番号を記載します。

課税事業者か 免税事業者か

提出時点の状況をチェックします。

免税事業者がインボイス発行事業者となった場合、申請書の提出日に関わらず、令和5年10月1日の登録日以降の取引について消費税の申告が必要となります。

ただし、提出時点で免税事業者であっても、令和5年9月30日までに課税事業者となる場合は、課税事業者となった日以降の取引について、消費税の申告が必要となります。

免税事業者の確認

令和5年10月1日からインボイス発行事業者の登録を受けるなら、こちらをチェック。

★で「免税事業者」をチェックしたら、必ず、上か下のどちらかを選択します。

課税事業者（選択）
届出書を提出していて、課税期間の初日からインボイス発行事業者の登録を受けるなら、こちらをチェック。

個人事業者は個人番号も記載し、本人確認書類の写しを添付します。

第1-(1)号様式次葉

国内事業者用

適格請求書発行事業者の登録申請書（次葉）

【2/2】

氏名又は名称			
該当する事業者の区分に応じ、□にレ印を付し記載してください。			
税	☐	令和5年10月1日の属する課税期間中に登録を受け、所得税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第15号）附則第44条第4項の規定の適用を受けようとする事業者 ※ 登録開始日から納税義務の免除の規定の適用を受けないこととなります。	
業	☐	消費税課税事業者（選択）届出書を提出し、納税義務の免除の規定の適用を受けないこととなる課税期間の初日から登録を受けようとする事業者 ※ 令和5年10月1日から令和6年3月31日までの間のいずれかの日 令和 年 月 日	
者	個人番号	昭和 年 月 日	法人のみ記載
の	生年月日（個人）又は設立年月日（法人）	事業年度	至 月 日
認	事業内容	資本金	円
	課税事業者です。	課税期間の初日	
	※ この申請書を提出する時点において、免税事業者であったことの確認 欄のいずれかの事業者に該当する場合は、「はい」を選択してください。	はい ☐ いいえ ☐	
	消費税法に違反して罰金以上の刑に処せられたことはありません。（「いいえ」の場合は、次の質問にも答えてください。）	はい ☐ いいえ ☐	
	その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しています。	はい ☐ いいえ ☐	

この申請書は、令和5年10月1日から令和5年9月30日までの間に提出する場合に使用します。

登録要件の確認 提出時点で免税事業者でも、インボイス発行事業者の登録を受ける場合は「はい」をチェック。

消費税法に違反して罰金以上の刑に処されたことがなければ「はい」をチェック。
※加算税や延滞税は罰金ではありません。

上記の確認事項に「いいえ」をチェックした場合は、3つ目にも回答します。

導入までに 準備するモノ・コト

インボイス導入に伴い、請求書や納品書などを適切に変更する必要があります。PCの会計ソフトやレジスターで領収書を発行しているなら、会計ソフトやレジスターの更新が必要になります。

PCの会計ソフト、
レジスターの整備

経理実務や受注・
発注システムの見直し

インボイスの記載事項を満たす書類
(請求書、納品書、レシートなど)の整備

※インボイス導入前に手書きの領収書を作成しているなら、導入後もインボイスの要件を満たせば手書きの領収書でかまいません。
※インボイス登録番号は、ゴム印などを使ってもかまいません。



継続的に取引がある相手(売り手)に対して、
登録の有無の確認など

※免税事業者からの仕入税額控除(経過措置の間の80%、50%)を適用するには、支払先からの区分請求書等と同様の請求書等とその適用を受けることが記載された帳簿の保管が必要です。

レジスター、ITツールの導入などには補助金があります

小規模事業者持続的発展支援事業(持続化補助金)

小規模事業者の販路開拓等を補助する持続化補助金に「インボイス枠」が設けられました。インボイス発行事業者に転換するときの環境変化への対応を支援する特別枠で、上限額は100万円(補助率2/3)です。

サービス等生産性向上IT導入支援事業(IT導入補助金)

インボイス制度の対応を見据えたITツール導入等に対する補助金があります。会計ソフト、受発注システム、決済ソフト等のITツールには最大350万円(50万円以下は補助率3/4、50~350万円は補助率2/3)、PCやタブレット等は上限10万円(補助率1/2)、レジスターは上限額20万円(補助率1/2)、クラウド利用料は2年分です。※詳しくは中小企業庁サイトなどでご確認ください。



▲中小企業庁サイト



インボイス関連の書類は7年間保管。
随分かさばりそうねえ。

電子インボイスにする方法もありますよ。
導入する場合は、取引先との確認が必要です。



電子インボイス

電子インボイスというのは、インボイスを電子化することです。諸外国ではすでに導入済。国外取引もスムーズかつ低コストで導入ができます。

メリット

- ① 事務の簡素化**
経理の仕訳入力から仕入税額控除の計算が自動化できます。
- ② 改ざんのリスクが低い**
電子インボイスなら真正性が保証されます。
- ③ 海外取引の処理が簡易**
国際規格「PEPPOL（ペポル）」に準拠すれば、海外取引の際の請求書の処理がスムーズになります。
- ④ 保管などが容易**
電子インボイスはデータで保管できるので、保管する場所、時間、経費の節約が可能です。
- ⑤ テレワークなどにも対応**
テレワークなどでも経理業務をスムーズに行うことができます。

インボイス制度が始まる前に 理解度をチェック！

インボイス制度が施行される前に理解しておくべき項目を挙げました。
登録事業者になる場合もならない場合も、理解しておくことは必要です。



理解できたら ☒

支払いに関すること

- 1 免税事業者に消費税を支払っても、売上に係る消費税から控除することはできません。
(⇒13、17ページ参照)

☐

- 2 支払先が消費税を納税しているかどうかは、領収書や請求書、納品書などにインボイス登録番号が記載されているかどうかで判断できます。
(⇒7ページ参照)

☐

仕入税額控除に関すること

- 3 消費税を納税する会社は、領収書や請求書、納品書に記載しなくてはならない7つの項目が決められています。
(⇒7ページ参照)

☐

- 4 ③の7項目とは、①会社名または氏名、②インボイス登録番号、③請求書等作成の年月日、④取引の内容、⑤税率ごとの合計金額と税率（10%、8%）、⑥税率ごとの消費税の金額、⑦支払先の名称（不特定多数への販売の場合は省略可）です。
(⇒7ページ参照)

☐

- 5 ③の7項目がすべて記載されていないと、適正な領収書、請求書、納品書とは認められず、取引先は仕入税額控除ができなくなります。
(⇒7ページ参照)

☐

- 6 取引先の領収書、請求書、納品書などに不備があると、仕入税額控除ができないので、再発行を依頼する必要があります。
(⇒7ページ参照)

☐

消費税納税に関すること

7

本則課税事業者が納付する消費税の金額＝「売上に係る消費税」－「仕入・経費に係る消費税」です。

(⇒9ページ参照)

☐

8

消費税を納税している会社や個人事業者から商品を購入すれば、売上ににかかる消費税から支払った消費税を控除できますが、免税事業者から購入した場合はできません。その分、納税額が増えます。購入先が課税事業者でも、インボイス未登録なら同様です。

(⇒12、13ページ参照)

☐

9

インボイス制度導入後、免税事業者からの仕入税額控除に関しては一定の要件を満たしていれば、80%または50%の仕入税額控除が認められます。

(⇒14ページ参照)

☐

経理事務に関すること

10

PCの会計ソフトやレジスターで領収書、請求書、納品書などを作成している場合は、導入までにソフトの更新などが必要です。

(⇒30ページ参照)

☐

11

インボイス開始前に手書きの領収書を作成している場合、導入後も要件を満たしていれば手書きの領収書を使用できます。

(⇒30ページ参照)

☐

12

領収書等にインボイス登録番号を記載する場合、ゴム印などを使用してもかまいません。

(⇒30ページ参照)

☐

13

自動販売機での飲み物の購入など、インボイスがもらえなくても一定の条件で帳簿に記載すれば、仕入税額控除の対象となります。

(⇒15ページ参照)

☐

インボイス登録番号に関すること

14

インボイス登録番号は、税務署に申請して発行してもらいます。

(⇒26、27ページ参照)

☐

15

インボイス登録番号は、令和5年10月から適用開始となります。

(⇒26、27ページ参照)

☐

16

インボイス登録番号が発行してもらえるのは、消費税の課税事業者のみです。

(⇒18ページ参照)

☐

17

免税事業者はインボイス登録番号を発行してもらえません。

(⇒18ページ参照)

☐

18

取引先の登録番号は、国税庁のサイトで確認できます。

(⇒27ページ参照)

☐

お問い合わせ先一覧

各商工会では、インボイス制度をはじめ、経営に関する様々なご相談に対応いたします。お近くの商工会の連絡先は、右の二次元コードにアクセスし商工会名で検索をお願いします。地域を選択してお近くの商工会を探すこともできます。

https://www.shokokai.or.jp/?page_id=1754



インボイス制度に関すること

軽減・インボイスコールセンター（国税庁）
（消費税軽減税率・インボイス制度電話相談センター）

フリーダイヤル ▶ 0120-205-553

【受付時間】 9:00-17:00（土日祝除く）



インボイス制度特設サイト



優越的地位の濫用規制に関する相談窓口
（公正取引委員会）



適格請求書発行事業者の登録申請手続
（国内事業者用）



記載例（個人事業者用）



記載例（法人用）



取引トラブルに関すること

下請かけこみ寺

フリーダイヤル ▶ 0120-418-618

【受付時間】 9:00-12:00 / 13:00-17:00（土日祝、年末年始除く）



中小企業支援施策全般

中小企業庁相談室電話相談

電話番号 ▶ 03-3501-4667 【受付時間】 9:00-17:30

一目でわかる！

インボイス の手引き

一目でわかる！ インボイスの手引き

2022年5月

発行：全国商工会連合会

〒100-0006 東京都千代田区有楽町1丁目7番1号 有楽町電気ビル北館19階

URL <https://www.shokokai.or.jp/>

監修：税理士 小野谷 雄志